

平成31（2019）年度
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進モデル事業
応募要領

1 趣旨

「子供の農山漁村体験（通称：子ども農山漁村交流プロジェクト）」の取組（以下「本取組」という。）は、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に具体的な取組が位置づけられ、また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」において、具体的な目標を定め、取組を推進していくこととされた。

本取組は、農山漁村体験を通じて、地方の自然、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を尊重する精神等を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理解することにより、子供の生きる力を育むことができる。また、こうした体験活動の推進は、都市と農山漁村の相互理解の増進に寄与するとともに、受入地域にとっての地方創生にも資することとなる。

このような効果を更に高めていくためには、単年度の一過性の取組ではなく、送り手側と受入側双方が緊密に連携しつつ、継続的な取組としていくことが、事業実施により得られる知見・ノウハウの継承・蓄積や、PDCAサイクルを反復することによる取組の質の改善、などの観点からも重要となる。

本モデル事業では、送り手側と受入側の双方が、平成32（2020）年度以降の取組の継続を計画しつつ、相互に緊密に連携し、創意工夫を凝らして、課題を解決し、本取組を実施する都道府県、市区町村をモデル団体として委託し、実証・調査した成果を全国の都道府県、市区町村への普及を図ることにより本取組を推進することを目的として実施する。

2 委託事業の概要

（1）公募する事業

送り手側と受入側の双方の都道府県、市区町村が、平成32年度以降の取組の継続を計画しつつ、相互に緊密に連携し、創意工夫を凝らして、本取組を実施し、その成果を全国の都道府県、市区町村への普及を図ることを目的とした事業。

（2）提案事業の要件

① 提案者

提案者は都道府県、市区町村とする。

② 教育活動における位置づけ

小学校、中学校及び高等学校（※1）における学校教育活動（※2）の一環として実施される宿泊体験活動、並びに、小学生、中学生及び高校生（※3）（以下「子供」という。）に対する学校教育以外の農山漁村体験交流活動（社会教育（※4）活動）の一環として実施される宿泊体験活動であること。

※1 学校教育法第1条に定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、

中等教育学校、及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）をいう。

- ※2 本事業においては、教育課程に位置づけられている取組はもちろん、教育課程に位置づけられていない取組についても対象とする。
- ※3 ※1に通学する児童・生徒をいう。
- ※4 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条において定義されているものをいう。

③ 地域との関わり

次のいずれの機会も確保されていることが必要である。

- ・ 子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること。
- ・ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

④ 送り手側・受入側の連携等

- ・ 送り手側と受入側が緊密に連携した取組であること。送り手側と受入側のそれぞれが応募することを要する。なお、同一都道府県又は同一市区町村での取組については一の応募で足りるが、送り手側担当部局と受入側担当部局が緊密に連携することを要する。
 - ※ 委託契約につき、送り手側都道府県又は市区町村と総務省、受入側都道府県又は市区町村と総務省が別個独立の委託契約を締結することとなる。なお、同一都道府県、同一市区町村での取組については一の委託契約となる。
- ・ 送り手側と受入側の組又は組合せの種類が、過去、本取組を実施した実績のない新たな組合せであること。
 - ※ 同一都道府県、同一市区町村での取組の場合は、組合せの種類が、過去、本取組を実施した実績のない新たな組合せであること。

(想定する団体の組合せの例)

	送り手側	受入側
市区町村同士	A市	B町
都道府県同士	C県	D県
都道府県と市区町村	E市	F県
同一市区町村	G市	

(想定する取組の例)

- ・ 友好都市、姉妹都市等の従前からの関係を基礎として、新たに本取組を実施する例
- ・ 臨海・林間学校等の既存の宿泊体験活動について、当該活動に係る地域と送り手側が連携して、新たに本取組を実施する例

⑤ その他

その他創意工夫がなされた内容であること。

3 提案手続

(1) 提案者

提案者は都道府県及び市区町村とする。

※ 上記「2 委託事業の概要 (2) 提案事業の要件 ①提案者及び④送り手側・受入側の連携」を参照すること。

(2) 委託金額

採択される提案事業に係る委託金の上限額は、連携した送り手側と受入側の1組当たり300万円とする。なお、コーディネーターを設置する場合、コーディネーター人件費の上限は1組当たり120万円とする。

(留意事項)

- ・ 契約上の委託金の額は、必ずしも企画提案書(様式1)、経費計画書(様式2)に記載した概算委託額と一致するものではない。
- ・ 委託金の上限額は、1組の送り手側と受入側の各委託金の合計額である。
- ・ 本委託金以外の国費充当が見込まれる取組は対象外となる。
- ・ 次年度以降の継続を考慮した経費計画とすること。
- ・ 事業費全額を再委託することは認められない。

(3) 企画提案書、経費計画書

別添企画提案書(様式1)、経費計画書(様式2)に従い、記載例を参考に作成し、提出すること。

(4) その他補足資料

提案内容を補足する資料がある場合は、A4版(様式任意)により添付すること。

(5) 提出方法等

「地域の元気創造プラットフォーム 調査・照会(一斉調査)システム」によるものとする。

(6) 提出期限

平成31年4月25日(木) 17:00(厳守)

4 委託先候補団体の選定及び採択

(1) 選定方法

提案者による提案事業について、以下の(2)選定のポイントを踏まえた外部有識者による評価を行い、委託先候補団体を選定する。評価は書面審査等により行う。

なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。

※ 評価・選定は、送り手側・受入側の組単位で実施する。

※ (2)の必須要件を満たしておらず、事業内容の修正の見込みがないと判断される場合は、当室より応募取下げを求めることがある。

(2) 選定のポイント

以下の①～③のとおり。

「●」項目： 必須要件。一の項目でも満たしていないと判断された場合は失格

「○」項目： 任意要件。加点対象

① 全体的な実施方針の妥当性及び効率性

- 企画提案書、経費計画書上の全ての事項について記載されていること。
- 本事業の趣旨、目的を理解していること。
- 平成31(2019)年度中に実施・完了が確実に見込まれていること。
- [送り手側/受入側] 双方への効果が期待できる内容であること。
- [送り手側/受入側] 双方の団体が、連携し「組」で応募していること。
(同一都道府県、同一市区町村での取組を除く。)
- [送り手側/受入側] の組又は組合せの種類が、過去、本取組を実施した実績のない新たな組合せであること。(同一都道府県、同一市区町村での取組の場合は、組合せの種類について、過去、本取組を実施した実績のない新たな組合せであること。)
- 活動期間中の安全な実施体制が整っていること。
- 活動期間中における負傷等に備えて保険に加入すること。
- 平成32(2020)年度以降の取組の継続を計画していること。
- 交流体験活動の企画や、送り手側及び受入側を調整するコーディネーターを活用した取組であること。
- 子供の農山漁村体験の取組に係る課題の解決を図り、継続性を高める創意工夫を凝らした取組であること。

(例)

- ・ 受入地域協議会を設置し、安全講習会等の実施による民泊家庭のリテラシー向上、事業報告会の実施による受入地域全体への普及・宣伝など、地域の受入体制を整備して、継続的に取り組むための受入基盤づくりを行う取組
- ・ 送り手側の保護者が一定の参加費を負担するなど、財源面からの継続性が考えられている取組
- ・ 事前学習、事後学習、学習報告会等を実施することで教育効果を高め、継続に向けた合意形成を得ていくことを見据えた取組
- ・ 教育課程に位置づけられた取組
- ・ 体験活動の一部の時間を授業時間とした取組
- ・ マスコミ等への周知及び報道により、直接取組に関与しない住民の認知度を高め、広く本事業への理解を得ることを意識した取組

- ・ 臨海・林間学校等の既存の集団宿泊体験活動を、本取組に組み換えた取組
- ・ 体験活動期間中に大学生を補助員等として活用するなど、受入家庭、送り手側の教員等の負担に配慮する取組
- ・ コーディネーターを活用し、連絡の窓口を一本化するなど、受入家庭、送り手側の教員等の負担に配慮する取組 等
- その他、創意工夫を凝らした取組であること。
(例)
 - ・ 地域おこし協力隊等の外部人材支援制度を活用して、体験プログラムの開発等実施する取組
 - ・ 大学等と受入地域が連携した取組
 - ・ 農林漁家（民泊）、地域の民宿に宿泊する取組 等
- 本取組に新たに取り組む団体
- 学年全体の参加を基本とする取組(学校教育活動に限る。)
- 都市部と農山漁村との交流
- 異年齢の子供が一緒に体験する取組
- 送り手側と受入側の子供同士のふれあいのある取組
- 他の都道府県、市区町村との交流

- ② モデル実証事業・成果報告書・実績報告書作成作業の妥当性・効率性
- 事業の進捗管理、手法、日程等に無理がないこと。
 - 報告書作成に当たって、文章校正等のチェックが適切に実施できる体制となっていること。

- ③ 組織・能力
- 本事業を行う上で、十分な事業遂行能力を有していること。
 - モデル実証事業及び報告書の作成について遂行可能な体制を確保していること。

(3) 提案事業の採択

総務省は、委託先候補団体を選定したときには、当該団体に対して速やかにその旨通知する。

採択された提案事業の内容については、契約時までには、必要に応じて総務省と委託先候補団体との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

総務省と委託先候補団体との間で、契約条件の最終的な調整を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した金額と一致するものではない。

また、総務省と委託先候補団体との間で契約条件が整わない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託契約は、単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

なお、契約後に生じた事由等により、万が一、契約期間中の事業終了が適当でない場合については、契約内容の変更等について総務省と協議の上、所要の措置を講ずるものとする。

(3) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外への使用は認められない。

なお、採択された提案に係る計画書等は、必要に応じて契約時までには委託先候補団体と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。

また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書、実績報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払うものとする。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに必要な経費（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）を含む。）であり、具体的には別添のとおりとする。不明な点については、総務省に問い合わせること。

(3) 業務の外注（再委託）

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、受託者となる都道府県又は市区町村（以下「受託団体」という。）において、受託団体内の本取組に係る状況を把握すること。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合
 - ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ 調査報告書等の外注印刷等の類
 - ウ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

エ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

(4) 委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託団体が別途協議してその扱いを決定することとする。

7 報告

(1) 成果報告、実績報告

受託団体は、委託事業の終了後、成果報告書、実績報告書を総務省に提出しなければならない。成果報告書、実績報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 委託業務の内容
- ・ 得られた成果（目標達成状況）
- ・ 今後の課題
- ・ 次年度以降の展開予定
- ・ 収支報告 等

総務省は成果報告書、実績報告書に関して必要があると認めるときは、追加資料の提出等を求める場合がある。成果報告書、実績報告書の提出期限は、別途指示する。

(2) 事後報告及び追跡評価

受託団体は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、企画提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。

8 スケジュール

事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりを想定している。

- ・ 2019年5月中目途 : 採択・不採択決定通知
- ・ 2019年6月中旬目途 : 委託条件の調整を行い、委託契約を締結
- ・ 委託契約締結日～2020年2月 : 事業の実施
- ・ 2020年3月中旬 : 成果報告

※ なお、事業実施期間中に、総務省及び調査受託機関による現地視察を実施予定。また、2020年2月頃に事業報告会を開催予定。

9 委託費の適正な執行について

受託団体は、本事業の主旨及び目的、本応募要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。

対象外経費への予算使用、調達物品の未使用、事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

10 応募要領に関する問い合わせ先

総務省地域力創造グループ 地域自立応援課人材力活性化・連携交流室

(「子供の都市・農山漁村交流推進モデル事業」担当)

目貫地域支援専門官、市原事務官

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5394 FAX：03-5253-5537

Email: jinzai.renkei@soumu.go.jp